

ている給水停水も一部では実施しており、納入者と不公平にならないよう、今後徴収率の向上に努めていきたい。

問 保育料の未納状況について、未徴収額が126万2千円あるが徴収の対策はどうか。

税務町民課長 滞納繰越額が平成20年8月13日現在では126万2千円余り、現年度分未納額は76万2千円余り、合計で202万4千円余りとなっている。

未納者対策としては、ひとつは毎月の納付通知書送付時に督促状及び未納通知書を同封し、納付を促している。また児童手当支給時にその一部を保育料に支払ってもらおうよう相談の場を設けているし、保育園と連携して、納付の相談を実施している。長期の未納者で分納の誓約書も無いあるいは分納が滞っている場合は自宅を訪問し、納付相談を実施している。

問 給食費の滞納額が、18年度末までで180万円ある。19、20年度を含めると相当額の滞納になることについて伺う。

教育長 学校給食は、ご承知のとおり学校給食法に基づき学校教育の一環として実施をしている。

この法律において、学校給食に必要な施設設備費、人件費、修繕等については設置者である自治体が負担するものであり、食材料費は保護者の負担とされている。

しかしながら、近年は保護者の意識も多様化しており、必ずしも経済的理由によるものばかりではなく、こうした負担への理解がなされていない保護者が存在することも事実である。

給食費の徴収に関しては、学校側に実情を聞いてみると、未納が発生した場合まず家庭への未納通知の発送、保護者への電話連絡、そして家庭訪問と手を尽くしているが、訪問しても中には居留守を使われたりするとの報告も受けているし、なかなか未納解消には至らず、学校側としても大変苦慮しているのが現状である。

また、給食費のみならず教材費等の校納金とも連動しているのが実態でもある。

この給食費の未納問題は、今日、社会的にも大きな問題となっており深刻化してきている。したがって、各自治体において、誓約書の提出や給食選択性の導入、また口座振替から集金袋への切替え、あるいは



安心しておいしい給食を作っています

問 小排水路の畦畔(あぜ)に看板が設置されているが、町の許可が必要ではないか。

建設課長 看板を町有水路敷などに設置する場合は、大木町有水路水面使用に関する条例及び施行規則により、水面を使用する者は、許可申請書を町に提出して、町長の許可を受けなければならない。

議員ご指摘のとおり、町有地に看板が設置されていると思われるところがある。今後、土地所有者と境界確認を行い、町有地に設置されれば、速やかに大木町有水面使用許可申請書の提出をされるよう指導していきたい。

本町としては、公平な受益者負担の原則という観点から、18年度より滞納者に対し催告書の発送を行っているところではあるが、今後は、こうした先進事例をもとに校納金等収納対策本部においてしっかりとその対応策を検討し、未納の防止、そして収納率向上に努めていきたい。また、町税の滞納と重複し

	未納者数	未納額
H14まで	5名以内	15万円程度
H15以降		年間27万円程度
H18	18名	45万円
H19	22名	63万円
累計	80名(22世帯)	241万円